

運行管理者試験問題（旅客）

（試験時間は 90 分）

平成 27 年度 第 1 回（H27 8/23 実施分）

問 1 から問 30 までについて、それぞれの設問の指示に従って解答してください。
（答えを一つだけ選ぶもの、複数選ぶもの、枠の中から選ぶもの等があります。）

I. 道路運送法関係

問 1 旅客自動車運送事業に関する次の記述について、誤っているものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 一般乗合旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内において法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をし、乗務員の制止又は指示に従わない旅客については、運送の引受け又は継続を拒絶することができる。
2. 一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数（自動車車庫の収容能力の増加を伴う事業用自動車の数の増加に係るものを除く。）その他の国土交通省令で定める事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
3. 旅客自動車運送事業者は、道路交通法第 27 条（輸送の安全等）第 3 項、同法第 31 条（事業改善の命令）又は同法第 40 条（許可の取消し等）の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
4. 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受け、取消しの日から 2 年を経過していない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）として存在した者で当該取消しの日から 2 年を経過していないものを含む。）であるときは、一般旅客自動車運送事業の許可をしてはならない。

問 2 道路運送法に定める一般旅客自動車運送事業者の輸送の安全等についての次の文中、A、B、C、D に入るべき字句を下の枠内の選択肢（1～8）から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 一般旅客自動車運送事業者は、事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画）の遂行に 運転者の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び の設定その他の運行の管理その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な措置を講じなければならない。
2. 前項に規定するもののほか、一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者、車掌その他旅客又は公衆に接する従業員の適切な指導監督、事業用自動車内における当該事業者の氏名又は名称の掲示その他の旅客に対する適切な情報の提供その他の 及び旅客の のために必要な事項として国土交通省令で定めるものを遵守しなければならない。

- | | | | |
|--------------|----------|-------------|----------|
| 1. 必要な資格を有する | 2. 乗務時間 | 3. サービスの提供 | 4. 利益の保護 |
| 5. 利便の確保 | 6. 輸送の安全 | 7. 必要となる員数の | 8. 休息时间 |

問3 次の記述のうち、一般旅客自動車運送事業の運行管理者の行わなければならない業務として正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 従業員に対し、効果的かつ適切に指導監督を行うため、輸送の安全に関する基本的な方針を策定し、これに基づき指導及び監督を行うこと。
2. 事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の発生日時等所定の事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において3年間保存すること。
3. 乗務員が有効に利用することができるように、営業所、自動車車庫その他営業所又は自動車車庫付近の適切な場所に、休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員に睡眠を与える必要がある場合又は乗務員が勤務時間中に仮眠する機会がある場合は、睡眠又は仮眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守すること。
4. 自動車事故報告規則第5条（事故警報）の規定により定められた事故防止対策に基づき、事業用自動車の運行の安全の確保について、従業員に対する指導及び監督を行うこと。

問4 次の記述のうち、旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者（以下「運転者」という。）に対する乗務終了後の点呼（運転者の所属する営業所において対面で行うものに限る。）において、運行管理者が法令の定めにより実施しなければならない事項として正しいものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 「道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項の規定による点検（日常点検）の実施又はその確認」について報告を求め、及び確認を行う。
2. 「酒気帯びの有無」について、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器（国土交通大臣が告示で定めるもの。）を用いて確認を行う。
3. 「運行中の疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無」について報告を求め、確認を行う。
4. 翌日の乗務について確認し、及び指示を与える。
5. 「乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況」について報告を求める。
6. 点呼を受ける運転者が他の運転者と交替した場合にあっては、当該運転者が交替した運転者に対して行った法令の規定による通告について報告を求める。

問5 一般旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の自動車事故報告規則に基づく、自動車事故報告書の提出等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 事業用自動車が鉄道車両（軌道車両を含む。）と接触する事故を起こした場合には、当該事故のあった日から30日以内に、自動車事故報告規則に定める自動車事故報告書（以下「報告書」という。）3通を当該事業用自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長等を経由して、国土交通大臣に提出（以下「国土交通大臣に提出」という。）しなければならない。また、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、24時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸支局長等に速報しなければならない。
2. 事業用自動車が旅客に1名の重傷者（法令に定める傷害を受けた者）が生じる事故を起こした場合には、当該事故のあった日から30日以内に、報告書3通を国土交通大臣に提出しなければならないものの、運輸支局長等への速報は要しない。
3. 事業用自動車が旅客1名に医師の治療を要する期間が30日の傷害を生じさせる事故を起こし、当該傷害が病院に入院することを要しないものである場合には、国土交通大臣に報告書を提出しなくてもよい。
4. 事業用自動車の運転者に道路交通法に規定する救護義務違反があった場合には、当該違反があったことを事業者が知った日から30日以内に、報告書3通を国土交通大臣に提出しなければならない。

問6 旅客自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の過労運転の防止等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 事業者は、乗務員が事業用自動車の運行中疾病、疲労その他の理由により安全な運転を継続し、又はその補助を継続することができないおそれがあるときは、当該乗務員に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。
2. 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、当該運転者と交替するための運転者を配置しておかなければならない。
3. 事業者は、乗務員に国土交通大臣が告示で定める基準による1日の勤務時間中に当該乗務員の属する営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合は、当該乗務員が有効に利用することができるように、事業用自動車内に睡眠又は仮眠が可能な設備を設け、これを適切に管理し、保守しなければならない。
4. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行ごとに所定の事項を記載した運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指示を行うとともに、これを当該運転者に携行させなければならない。ただし、法令の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあっては、この限りでない。

問7 次の記述のうち、旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が遵守しなければならない事項として、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、乗務中法令の規定に基づき作成された運行表を携行すること。
2. 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、運行中疾病、疲労、天災その他の理由により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。
3. 一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、食事若しくは休憩のため、及び営業区域外から営業区域に戻るため、運送の引受けをすることができない場合又は乗務の終了等のため車庫若しくは営業所に回送しようとする場合には、回送板を掲出しなければならない。
4. 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、乗務を終了したときは、交替する運転者に対し、乗務中の当該の事業用自動車、道路及び運行状況について通告すること。この場合において、乗務する運転者は、当該自動車の制動装置、走行装置その他の重要な部分の機能について点検をすること。

問8 旅客自動車運送事業者の運行管理者の選任等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 200両の一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運行を管理する営業所にあつては、法令の規定上運行管理者を6名以上選任しなければならない。
2. 90両の一般乗合旅客自動車運送事業の事業用自動車の運行を管理し、現在4名の運行管理者が選任されている営業所において、新たに40両増車しても、法令の規定上運行管理者を追加選任する必要はない。
3. 旅客自動車運送事業者は、法令に規定する運行管理者資格者証を有する者、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務について5年以上の実務の経験を有する者又は、国土交通大臣が告示で定める運行の管理に関する講習であつて国土交通大臣の認定を受けたもの(基礎講習)を修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者(補助者)を選任することができる。
4. 国土交通大臣は、運行管理者資格者証の交付を受けている者が、道路運送法若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その運行管理者資格者証の返納を命ずることができる。また、運行管理者資格者証の返納を命ぜられ、その返納を命ぜられた日から2年を経過しない者に対しては、運行管理者資格者証の交付を行わないことができる。

II. 道路運送車両法関係

問9 道路運送車両法の目的についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行うこと
2. 道路運送車両に関し、安全性の確保を図ること
3. 道路運送車両に関し、整備についての技術の向上を図ること及び自動車の製造事業の健全な発達に資すること。
4. 道路運送車両に関し、公害の防止その他の環境の保全を図ること

問10 自動車の検査等に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 国土交通大臣の行う自動車(検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。以下同じ。)の検査は、新規検査、継続検査、臨時検査、構造等変更検査及び予備検査の5種類である。
2. 自動車運送事業の用に供する自動車は自動車検査証を当該自動車又は当該自動車の所属する営業所に備え付けなければ、運行の用に供してはならない。
3. 初めて自動車検査証の交付を受ける乗車定員7人の旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車については、当該自動車検査証の有効期間は2年である。
4. 自動車は、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

問11 道路運送車両法に定める自動車の日常点検整備についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

自動車運送事業の用に供する自動車の 又はこれを運行する者は、1日1回、その運行の開始前において、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、 の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

自動車の は、点検の結果、 状態にあるときは、 ために当該自動車について必要な整備をしなければならない。

- | | | |
|---|---|---------|
| A | 1. 所有者 | 2. 使用者 |
| B | 1. かじ取り装置 | 2. 制動装置 |
| C | 1. 当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない
2. 当該自動車が保安基準に適合しない | |
| D | 1. 保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させる
2. 保安基準に適合させる | |

問12 道路運送車両の保安基準及びその細目を定める告示についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の前面ガラスの上方には、灯光の色が青紫色である灯火を備えることができる。
2. 自動車の前面ガラス及び側面ガラス(告示で定める部分を除く。)は、フィルムが貼り付けられた場合、当該フィルムが貼り付けられた状態においても、透明であり、かつ、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線の透過率が70%以上であることが確保できるものでなければならない。
3. 自動車に備えなければならない方向指示器は、毎分60回以上120回以下の一定の周期で点滅するものでなければならない。
4. 自動車に備えなければならない後写鏡は、取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上2メートル以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造でなければならない。

Ⅲ. 道路交通法関係

問 13 道路交通法に定める合図等についての次の記述のうち、誤っているものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 停留所において乗客の乗降のために停車していた乗合自動車が発進するため進路を変更しようとして手又は方向指示器により合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度を急に変更しなければならないこととなる場合にあっては、当該合図をした乗合自動車の進路の変更を妨げてはならない。
2. 車両（自転車以外の軽車両を除く。以下同じ。）の運転者が、同一方向に進行しながら進路を左方又は右方に変えるときの合図を行う時期は、その行為をしようとする地点から 30 メートル手前の地点に達したときである。
3. 車両の運転者は、左折し、右折し、転回し、徐行し、停止し、後退し、又は同一方向に進行しながら進路を変えるときは、手、方向指示器又は灯火により合図をし、かつ、これらの行為を終わるまで当該合図を継続しなければならない。（環状交差点における場合を除く。）
4. 車両の運転者が、左折又は右折するときの合図を行う時期は、その行為をしようとする地点（交差点においてその行為をする場合にあっては、当該交差点の手前の側端）から 30 メートル手前の地点に達したときである。（環状交差点における場合を除く。）

問 14 道路交通法に定める駐車を禁止する場所（公安委員会の定めるところにより警察署長の許可を受けたときを除く。）についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 車両は、道路工事が行われている場合における当該工事区域の側端から 5 メートル以内の道路の部分においては、駐車してはならない。
2. 車両は、人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から 5 メートル以内の道路の部分においては、駐車してはならない。
3. 車両は、公安委員会が交通がひんばんでないと認めて、指定した区域を除き、法令の規定により駐車する場合に当該車両の右側の道路上に 5 メートル（道路標識等により距離が指定されているときは、その距離）以上の余地がないこととなる場所においては、駐車してはならない。
4. 車両は、消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から 5 メートル以内の道路の部分においては、駐車してはならない。

問 15 道路交通法に定める交通事故の場合の措置についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句を下の枠内の選択肢(1~8)から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、し、道路におけるする等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者（運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員）は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署（派出所又は駐在所を含む。）の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びにを報告しなければならない。

- | | | |
|---------------|-------------------|--------------------|
| 1. 事故状況を確認 | 2. 負傷者を救護 | 3. 当該交通事故について講じた措置 |
| 4. 安全な駐車位置を確保 | 5. 事故関係車両の数 | 6. 負傷者の負傷の程度 |
| 7. 危険を防止 | 8. 当該交通事故に係る発生の経緯 | |

問 16 道路交通法に定める自動車の法定速度についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員 55 人の自動車の最高速度は、道路標識等により最高速度が指定されていない片側一車線の一般道路においては、時速 60 キロメートルである。
2. 旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員 47 人の自動車の最高速度は、道路標識等により最高速度が指定されていない高速自動車国道の本線車道(政令で定めるものを除く。)においては、時速 100 キロメートルである。
3. 旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員 29 人の自動車は、法令の規定によりその速度を減ずる場合及び危険を防止するためやむを得ない場合を除き、道路標識等により自動車の最低速度が指定されていない区間の高速自動車国道の本線車道(政令で定めるものを除く。)における最低速度は、時速 50 キロメートルである。
4. 旅客自動車運送事業の用に供する車両総重量が 2,265 キログラムの自動車が、故障した車両総重量 1,755 キログラムの普通自動車をロープでけん引する場合の最高速度は、道路標識等により最高速度が指定されていない一般道路においては、時速 40 キロメートルである。

問 17 道路交通法に定める運転者の遵守事項についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 車両等の運転者は、交差点又はその直近で横断歩道の設けられていない場所において歩行者が道路を横断しているときは、その歩行者の通行を妨げてはならない。
2. 車両等の運転者は、高齢の歩行者、身体の障害のある歩行者その他の歩行者でその通行に支障のあるものが通行しているときは、必ず一時停止し、その歩行者の通行を妨げてはならない。
3. 自動車を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置(その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。)を通話(傷病者の救護等のため当該自動車の走行中に緊急やむを得ず行うものを除く。)のために使用してはならない。
4. 負傷若しくは障害のため又は妊娠中であることにより座席ベルトを装着することが療養上又は健康保持上適当でない者が自動車を運転するとき、運転者は座席ベルトを装着しなくてもよい。

IV. 労働基準法関係

問 18 労働基準法(以下「法」という。)の定めに関する次の記述のうち、正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 「労働者」とは、職業の種類及び賃金の支払いの有無を問わず、事業又は事業所(以下「事業」という。)に使用されるすべての者をいう。
2. 「使用者」とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう。
3. 労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、2年(法第14条(契約期間等)第1項各号のいずれかに該当する労働契約にあっては、5年)を超える期間について締結してはならない。
4. 使用者は、労働者の同意が得られた場合においては、労働契約の不履行についての違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をすることができる。

問 19 労働基準法(以下「法」という。)の定めに関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 使用者が、法の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は、労働日の賃金の計算額の2割5分以上5割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が1ヵ月について60時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の5割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。
2. 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合においては、この限りでない。
3. 使用者は、その雇入れの日から起算して3ヵ月間継続勤務し全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した10労働日の有給休暇を与えなければならない。ただし、法第39条第3項に規定する1週間の所定労働日数が相当程度少ない労働者等は除く。
4. 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、法定労働時間又は法定休日に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。ただし、法令で定める健康上特に有害な業務の労働時間の延長は、1日について2時間を超えてはならない。

問 20 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準」という。)に定める一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者(以下「バス運転者」という。)の拘束時間等についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句を次の枠内の選択肢(1~8)から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

- 1 労使当事者は、時間外労働協定においてバス運転者に係る一定期間についての延長時間について協定するに当たっては、当該一定期間は 及び 以上 以内の一定の期間とするものとする。
- 2 使用者は、バス運転者に労働基準法第35条の休日に労働させる場合は、当該労働させる休日は について を超えないものとし、当該休日の労働によって改善基準第5条第1項に定める拘束時間及び最大拘束時間の限度を超えないものとする。

1. 1回	2. 2回	3. 2週間	4. 4週間
5. 1ヵ月	6. 2ヵ月	7. 3ヵ月	8. 6ヵ月

問 21 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準」という。)に定める一般乗用旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者(以下「自動車運転者」という。)の拘束時間等に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 自動車運転者(隔日勤務に就くものを除く。)の1ヵ月についての拘束時間は、299時間(顧客の需要に応ずるため常態として車庫等において待機する就労形態(以下「車庫待ち等」という。)の自動車運転者について、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定があるときは、320時間)を超えないものとする。
2. 自動車運転者(隔日勤務に就くものを除く。)の1日(始業時間から起算して24時間をいう。以下同じ。)についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても1日についての拘束時間の限度(最大拘束時間)は15時間とすること。ただし、車庫待ち等の自動車運転者について、改善基準の定める要件を満たす場合には、この限りでない。
3. 隔日勤務に就く自動車運転者であって車庫待ち等に該当しないものの拘束時間は、2暦日について21時間、1ヵ月について262時間(地域的事情その他の特別の事情がある場合において、労使協定があるときは、1年のうち6ヵ月において、当該6ヵ月の各月について270時間)を超えないものとする。
4. 使用者及び労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者は、労働基準法に定める協定(労働時間の延長に係るもの。)において自動車運転者に係る1日を超える一定の期間(以下「一定期間」という。)についての延長することができる時間について協定するに当たっては、当該一定期間は3ヵ月とするものとする。

問 22 下図は、旅客自動車運送事業(一般乗用旅客自動車運送事業を除く。)に従事する自動車運転者の運転時間及び休憩時間の例を示したものであるが、このうち、連続運転の中断方法として「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に適合しているものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1.

(乗務開始)

(乗務終了)

運転時間	休憩時間	運転時間	休憩時間	運転時間	休憩時間	運転時間
2時間10分	15分	1時間30分	15分	1時間	10分	3時間

2.

(乗務開始)

(乗務終了)

運転時間	休憩時間	運転時間	休憩時間	運転時間	休憩時間	運転時間	休憩時間	運転時間
3時間	20分	30分	5分	30分	5分	3時間30分	20分	30分

3.

(乗務開始)

(乗務終了)

運転時間	休憩時間	運転時間	休憩時間	運転時間	休憩時間	運転時間	休憩時間	運転時間
2時間10分	10分	1時間50分	20分	2時間10分	10分	50分	10分	1時間10分

4.

(乗務開始)

(乗務終了)

運転時間	休憩時間	運転時間	休憩時間	運転時間	休憩時間	運転時間	休憩時間	運転時間
1時間35分	5分	1時間20分	20分	1時間	10分	3時間	30分	1時間30分

問 23 下表は、貸切バスの運転者の 52 週間における各 4 週間を平均した 1 週間当たりの運転時間の例を示したものであるが、このうち、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に適合しているものを 2 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。ただし、「4 週間を平均し 1 週間当たりの運転時間の延長に関する労使協定」があるものとする。

1.

	1～ 4 週	5～ 8 週	9～ 12 週	13～ 16 週	17～ 20 週	21～ 24 週	25～ 28 週	29～ 32 週	33～ 36 週	37～ 40 週	41～ 44 週	45～ 48 週	49～ 52 週	52 週間の 運転時間
4 週間を平均した 1 週間当たりの 運転時間	39 時間	38 時間	41 時間	36 時間	42 時間	36 時間	41 時間	36 時間	37 時間	39 時間	42 時間	38 時間	41 時間	2,024 時間

2.

	1～ 4 週	5～ 8 週	9～ 12 週	13～ 16 週	17～ 20 週	21～ 24 週	25～ 28 週	29～ 32 週	33～ 36 週	37～ 40 週	41～ 44 週	45～ 48 週	49～ 52 週	52 週間の 運転時間
4 週間を平均した 1 週間当たりの 運転時間	36 時間	39 時間	41 時間	40 時間	35 時間	37 時間	42 時間	35 時間	41 時間	39 時間	44 時間	36 時間	40 時間	2,020 時間

3.

	1～ 4 週	5～ 8 週	9～ 12 週	13～ 16 週	17～ 20 週	21～ 24 週	25～ 28 週	29～ 32 週	33～ 36 週	37～ 40 週	41～ 44 週	45～ 48 週	49～ 52 週	52 週間の 運転時間
4 週間を平均した 1 週間当たりの 運転時間	39 時間	42 時間	39 時間	38 時間	38 時間	44 時間	38 時間	37 時間	39 時間	40 時間	43 時間	38 時間	41 時間	2,064 時間

4.

	1～ 4 週	5～ 8 週	9～ 12 週	13～ 16 週	17～ 20 週	21～ 24 週	25～ 28 週	29～ 32 週	33～ 36 週	37～ 40 週	41～ 44 週	45～ 48 週	49～ 52 週	52 週間の 運転時間
4 週間を平均した 1 週間当たりの 運転時間	39 時間	38 時間	43 時間	39 時間	39 時間	43 時間	39 時間	39 時間	39 時間	42 時間	38 時間	39 時間	44 時間	2,084 時間

V. 実務上の知識

問 24 点呼の実施に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。

1. A 営業所においては、運行管理者は昼間のみの勤務体制となっている。このため、運行管理者が不在となる時間帯の点呼が当該営業所における点呼の総回数の 7 割を超えていることから、その時間帯における点呼については、事業者が選任した複数の運行管理者の補助者に実施させている。しかしながら、運行管理者は、点呼を実施した当該補助者に対し、当該点呼の実施内容の報告を求め等十分な指導及び監督を行っている。
2. A 営業所の運行管理者は、所属する運転者が遠隔地にある自社の B 営業所から運行を開始する場合は、当該運転者が所属していない B 営業所の運行管理者に点呼を実施させている。その際、当該 B 営業所に備えられたアルコール検知器（国土交通大臣が告示で定めたもの。）を使用した酒気帯びの有無の確認など所定の事項を B 営業所の運行管理者が実施し、その結果を、A 営業所の運行管理者に連絡している。このため、連絡を受けた A 営業所の運行管理者は、当該運転者から直接の報告をさせることなく点呼を実施したこととしている。
3. 乗務前の点呼において運転者の健康状態を的確に確認することができるようにするため、健康診断の結果等から異常の所見がある運転者又は就業上の措置を講じた運転者が一目で分かるように、個人のプライバシーに配慮しながら点呼記録表の運転者の氏名の横にマークを付与するなどして、これを点呼において活用している。
4. 以前に自社の運転者が自動車運転免許証の停止の処分を受けているにも拘わらず、業務中の事業用自動車を運転していた事案が発覚したことがあったため、運行管理規程に乗務前の点呼における実施事項として、自動車運転免許証の提示及び確認について明記した。運行管理者は、その後の乗務前の点呼の際は、法令によるもののほか、運転者全員に対し、事前に提出させた各自の自動車運転免許証のコピーによる確認を行い、その再発防止を図っている。

問 25 運行管理者の日常業務の記録等に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。

1. 運行管理者は、選任された運転者ごとに採用時に提出させた履歴書が、法令で定める運転者台帳の記載事項の内容をほぼ網羅していることから、これを当該台帳として使用し、索引簿なども作成のうえ、営業所に備え管理をしている。なお、他の営業所への転任又は退職した運転者については、余白部にそのことがあった年月日及び理由を記載し、3年間保存している。
2. 運行管理者は、事業者が定めた勤務時間及び乗務時間の範囲内で、運転者が過労とならないよう十分考慮しながら、そのほか天候や道路状況などを合わせて考え、乗務割を作成している。なお、乗務割は、早めに運転者に知らせるため、1ヵ月分程度の予定を事前に示し、これに従って運転者に乗務させている。
3. 運行管理者は、運転者に法令に基づき作成した運行指示書を携行させ運行させていたが、当該運転者から運行経路の途中において、交通事故が発生しており、その影響で運行の遅延が予想される旨、運行管理者に連絡があった。そこで当該運行管理者は、運行経路を変更すべきと判断し、営業所に保管する当該運行指示書の写しにその変更した内容を記載するとともに、当該運転者に対して電話等により変更の指示を行った。また、運転者に携行させている運行指示書については帰庫後提出させ、運行管理者自ら当該変更内容を記載のうえ保管した。
4. 運行管理者は、貸切バスに装着された運行記録計により記録される「瞬間速度」、「運行距離」及び「運行時間」等により運転者の運行の実態や車両の運行の実態を分析し、運転者の日常の乗務を把握し、過労運転の防止及び運行の適正化を図る資料として活用しており、運行記録計の記録を1年間保存している。

問 26 事業用自動車の運転者の健康管理に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。

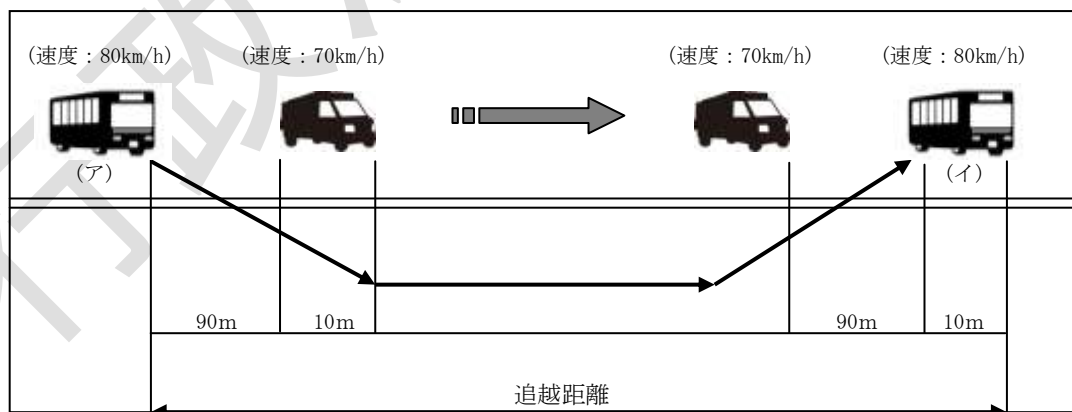
1. 事業者は、深夜(夜 11 時出庫)を中心とした業務に常時従事する運転者に対し、法に定める定期健康診断を1年に1回、必ず、定期に受診させるようにしている。しかし、過去の診断結果に「異常の所見」があった運転者及び健康に不安を持ち受診を希望する運転者に対しては、6ヵ月ごとに受診させている。
2. 事業者が、自社指定の医師による定期健康診断を実施したが、一部の運転者から当該医師による健康診断ではなく他の医師による健康診断を受診したい旨の希望があった。そこで、自社で実施した健康診断を受診しなかった運転者には、他の医師が行う当該健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を提出するようにさせた。
3. 漫然運転や居眠り運転の原因の一つとして、睡眠時無呼吸症候群と呼ばれている病気がある。この病気は、狭心症や心筋梗塞などの合併症を引き起こすおそれがあるので、事業者は、日頃から運転者に対し、睡眠時無呼吸症候群の症状などについて理解させ、早期発見・早期治療に取り組んでいる。
4. 常習的な飲酒運転の背景には、アルコール依存症という病気があるといわれている。この病気は専門医による早期の治療をすることにより回復が可能とされており、一度回復すると飲酒しても再発することはないので、事業者は、アルコール依存症から回復した運転者に対する飲酒に関する指導を特別に行うことはしていない。

問 27 自動車の特性と運転に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。

1. 前方の自動車を大型車と乗用車から同じ距離で見た場合、それぞれの視界や見え方が異なり、運転者席が高い位置にある大型車の場合は車間距離に余裕がないように感じ、乗用車の場合は車間距離に余裕があるように感じやすくなる。したがって、運転者に対して、運転する自動車による車間距離の見え方の違いに注意して、適正な車間距離をとるよう指導する必要がある。
2. 自動車のハンドルを切り旋回した場合、左右及び前後輪はそれぞれ別の軌跡を通る。ハンドルを左に切った場合、左側の後輪が左側の前輪の軌跡に対し内側を通ることとなり、この前後輪の軌跡の差を内輪差という。ホイールベースの長い大型車ほどこの内輪差が大きくなる。したがって、このような大型車を運転する運転者に対し、交差点での左折時には、内輪差による歩行者や自転車等との接触、巻き込み事故に注意するよう指導する必要がある。
3. 一般的に車両全長が長い大型車が右左折する場合、ハンドルを一気にいっぱい切ることにより、その間における車体後部のオーバーハング部分(最後輪より車両後端までのはみ出し部分)の対向車線等へのはみ出し量が少なくなり、対向車などに接触する事故を防ぐことができる。したがって、このような大型車の右左折においては、ハンドルを一気にいっぱい切るような運転を心掛ける必要がある。
4. 自動車は、運転者が直接見ることが出来ない箇所に対して後写鏡やアンダーミラー等を備えるなどして構造上の死角が少なくなるよう設計されているが、なお、死角は存在する。特に、路線バスなどは、バス停に発着するため進路変更する際に側方の死角に自転車やバイクが入り込む危険性が高い。また、発進時には、車両の直前の死角に横断歩行者が入り込む危険が高い。したがって、これらに配慮した運転が必要である。

問 28 自動車の追い越しに関する次の文中、A及びBに入るべき字句を下の枠内の選択肢(1~6)から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 高速自動車国道を車両の長さ 10 メートルのバスが時速 80 キロメートルで走行中、下図の通り、時速 70 キロメートルで前方を走行中の車両の長さが 10 メートルのトラックを追い越すために要する走行距離は 必要となる。なお、この場合の「追越」とは、バスが前走するトラックの後方 90 メートル(ア)の位置から始まり、トラックを追い越してトラックとの車間距離が 90 メートル(イ)の位置に達するまでのすべての行程をいう。
2. 「1」の場合において追い越しに要する時間は、 である。なお、解答として求めた数値に 1 未満の端数がある場合には、小数点第一位以下を四捨五入すること。



(注 1) 追越車両の左右の移動量は、考慮しないものとする。

(注 2) 各々の車両は、一定速度で走行しているものとする。

- | | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 1. 1,440 メートル | 2. 1,520 メートル | 3. 1,600 メートル |
| 4. 72 秒 | 5. 68 秒 | 6. 65 秒 |

問 29 平成 24 年 4 月 29 日、高速ツアーバスによって、関越自動車道において多数の死傷者を生じた交通事故が発生した。その一因として「運転者の過労運転」があったとされており、同種事故の再発防止のため、事業者又は運行管理者が行う次のア～クの対策の中で、過労運転防止のために最も直接的に有効と考えられる組合せを、下の枠内の選択肢 (1～6) から 1つ 選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

(事故の概要)

4 月 29 日(日)午前 4 時 40 分頃、群馬県藤岡市の関越自動車道上り線藤岡ジャンクション付近において、高速ツアーバスが乗客 45 名を乗せて走行中、当該道路の左側壁に衝突し、乗客 7 名が死亡し、乗客 38 名が重軽傷を負うという事故が発生した。

- ア 経営トップから現場の運転者に至るまで、「輸送の安全」が企業の存立に最も重要であることをあらためて自覚し、過労運転防止を安全方針等に掲げて具体的数値目標を設定し、P D C A サイクルに基づき輸送の安全性の向上を図ること。
- イ 運転者には、大型バスの運転方法、多様な地理的・気象状況のもとでの道路状況及び運行の状況に関する指導を計画的に行い、運転者の安全運転に関する技量向上を図ること。
- ウ 点呼において、運転者の顔つきなどの変化をよく観察し、前日の勤務状況や疲労及び健康状態などについて細かくチェックすることはもとより、運転者が疲労及び健康に関連した異常を感じたときに、常に「安全を優先した」対応のできる職場環境作りをすること。
- エ 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を遵守し、運転者が疲れを感じたときには、臨時に休憩がとれる余裕を見込んだ運行計画を作成すること。
- オ 法令に基づく運転者が遵守すべき事項に関する知識のほか、大型バスの持つ特性等について理解をさせ、運行の安全を確保するための必要な運転に関する技能・知識を習得させること。
- カ 運転者自らが日常的に健康管理を適切に行っていくことを指導すること。特に、脳卒中や心臓病など、運転中の突然死を招く生活習慣病を予防していくためには、食生活、運動習慣、休養、飲酒、喫煙等の習慣を改善し、自身の健康状態を把握するために、定期的な健康診断は必ず受診をさせること
- キ 大型バスが駐車して休憩できる駐車場等の位置を把握し、運行計画の策定時に運転者が休憩・仮眠に利用できるよう配慮し、これらの施設を運転者に活用させるよう指導すること。
- ク A S V (先進安全自動車)の導入により、車両面の安全対策を行っていくこと。

1. ア・イ・ウ・オ・カ

2. ア・ウ・エ・カ・キ

3. ア・エ・オ・キ・ク

4. イ・ウ・エ・オ・ク

5. イ・ウ・カ・キ・ク

6. エ・オ・カ・キ・ク

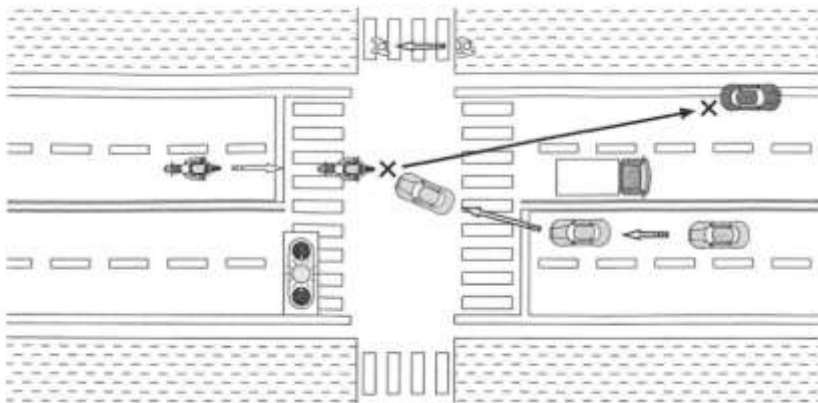
問 30 あるタクシー会社の運転者が、次の概要の事故を起こしたため、同社の運行管理者がこの事故の要因を分析し、同種事故の再発防止を図ることとした。その際、同社の運転者に対する指導事項として適切なものを下記の1～3の記述のうちからすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

<事故概要>

月末の20時30分ごろ、タクシー運転者は制限速度が時速40キロメートルの片側2車線の一般道路を走行中、事故現場となった信号機のある交差点を右折しようとした際、ちょうど信号機が緑から黄色の表示に変わった。当該運転者は、信号機と右側方の横断歩道を渡りきろうとしていた歩行者に気を取られながら右折をしたため、対向車線を走行する大型車の後方から追従してきた二輪車に気づくのが遅れ、車両右側フェンダー付近に対向してきた二輪車が衝突した。当該二輪車は、横滑りして15メートル先の路上に停車していた乗用車に衝突し、当該二輪車の運転者は右足を骨折する重傷を負った。

<事故までの運行・車両状況>

当該運転者は、年齢が66歳、運転歴は9年5月であり、前年受診した適性診断の視覚機能テストにおいて動体視力及び夜間視力が「やや劣っている」との結果であった。乗務当日は運行管理者の点呼を受け17時に出庫、乗務開始から事故発生までの乗務距離は74キロメートルで5回目の営業後の事故であった。なお、道路の状況は幅員が16メートルであり道路表面は乾燥状態であった。



1. 交通事故件数の道路形状別では、交差点及び交差点付近での事故が全体の交通事故の半数以上を占めている。特に、右折時において先を急いでいるときなどは、対向車の直前を強引に右折したりすることがあるが、このような運転は、対向車との衝突だけではなく、横断中の歩行者を見落としがちになること。また、対向車が大型車の場合、その後方が死角となり、追従してくる車の発見が遅れがちであることから、対向車の通過直後に右折することは危険であることを指導する。
2. 二輪車の運転者は、路面の凹凸などに注意しながら走行しなければならないことから、乗車姿勢が前かがみになりがちとなり、路面中心の視野構成になりやすい。また、二輪車は、自転車と同じように簡単に停止できるが、車体が小さいため、四輪運転者の目から見た場合は、実際よりも近くに見えたり走行速度を遅く感じたりしがちである。特に、夜間は見落としやすいので、こうした二輪車の特性について運転者に指導する。
3. 適性診断の視覚機能テストにおいて動体視力及び夜間視力が「やや劣っている」診断結果が出た場合においては、素直に自らの弱点と向き合い、運転技術や無事故歴を過信せず、慎重な運転行動を行うようアドバイスし、安全運転に役立てるよう指導する。

平成 27 年度第 1 回 運行管理者試験問題（旅客）解答と解説

問題 番号	解答と解説
問 1	<p>正解 2</p> <p>1 ○ 道路運送法第 13 条 運送の引受け及び継続の拒絶</p> <p>2 × 営業所ごとに配置する事業用自動車の数に関する事業計画の変更をしようとするときはあらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出。運送法第 15 条</p> <p>3 ○ 行政処分を受けた場合は、インターネットで自ら公表する。 規則第 47 条の 7</p> <p>4 ○ 道路運送法第 7 条 2 号 欠格事由</p>
問 2	<p>正解 A-7 B-2 C-6 D-5</p> <p>道路運送法第 27 条第 1 項、第 2 項</p>
問 3	<p>正解 2, 4</p> <p>1 × 運送に関する基本方針の策定などは事業主の業務である</p> <p>2 ○ 3 年保存 運輸規則第 26 条の 2</p> <p>3 × 整備、保守は事業主の仕事。運行管理者は管理のみ</p> <p>4 ○ 運輸規則第 48 条（運行管理者の業務）第 1 項第 20 号</p>
問 4	<p>正解 2、5、6</p> <p>1 × 乗務前点呼で実施する事項</p> <p>2 ○ 正しい</p> <p>3 × 乗務前点呼で実施する事項</p> <p>4 × 乗務後点呼で実施するとは特に定められていない。</p> <p>5 ○ 正しい</p> <p>6 ○ 正しい</p>
問 5	<p>正解 2</p> <p>1 ○ 鉄道との衝突事故は事故速報事項である。</p> <p>2 × 1 人以上の重傷者は事故速報事項である</p> <p>3 ○ 1 日以上入院、かつ 30 日以上通院傷害の場合は報告書を提出しなければならない。</p> <p>4 ○ 救護義務違反のみ知った日から 30 日、それ以外は事故の時から 30 日以内に報告書を提出</p>
問 6	<p>正解 3</p> <p>1 ○ 旅客自動車運送事業運輸規則第 21 条第 7 項</p> <p>2 ○ 旅客自動車運送事業運輸規則第 21 条第 6 項</p> <p>3 × 事業用自動車内でなく、勤務を終了する場所の付近の適切な場所にと定められている。 旅客自動車運送事業運輸規則第 21 条第 3 項</p> <p>4 ○ 旅客自動車運送事業運輸規則第 28 条の 2</p>
問 7	<p>正解 3</p> <p>1 ○ 旅客自動車運送事業運輸規則第 50 条第 5 項</p> <p>2 ○ 旅客自動車運送事業運輸規則第 50 条 3 号の 3</p> <p>3 × 旅客自動車運送事業運輸規則第 50 条第 6 項、7 項 回送板を掲示してよいのは、食事若しくは休憩のため運送の引受けをすることができない場合と乗務終了等のため車庫等に回送する場合に限る。営業区域外から営業区域内に戻る場合という規定はない。</p> <p>4 ○ 旅客自動車運送事業運輸規則第 50 条第 1 項第 8 号</p>
問 8	<p>正解 3</p> <p>1 ○ 乗用については 40 で除した数+1 なので、$(200 \div 40) + 1 = 6$ 名以上の運行管理者が必要</p> <p>2 ○ 乗合については 40 で除した数+1 なので、$(130 \div 40) + 1 = 4$ 名以上の運行管理者が必要</p> <p>3 × 補助者の要件は、運行管理者資格者又は基礎講習受講済みの者。実務経験は資格とならない</p> <p>4 ○ 法律違反等により運行管理者資格者証の返納を命じられ、その日から 2 年を経過しない者に対しては運行管理者資格者証の交付がされない。</p>
問 9	<p>正解 3</p>

	3 が誤り。製造事業ではなく、整備事業の健全な発達に資すること。
問 10	正解 1、4 1 ○ 正しい 2 × 道路運送車両法第 66 条第 1 項 営業所ではなく自動車に備える 3 × 道路運送車両法第 61 条 1 項 バスは 1 年 4 ○ 道路運送車両法第 58 条
問 11	正解 A-2 B-2 C-1 D-1 道路運送車両法第 47 条 2 第 1 項、第 3 項 定期点検整備
問 12	正解 4 1 ○ 保安基準第 42 条、保基細目告示第 218 条第 4 項 2 ○ 可視光線の透過率は 70%以上 3 ○ 灯火の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものであること 4 × 告示第 224 条（後写鏡等）第 1 項第 2 号 地上 2 メートル以下ではなく 1.8 メートル以下
問 13	正解 1、2 1 × 道路交通法第 31 条の 2（乗合自動車の発進の保護） その速度又は方向を急に變更しなければならぬ場合を除き、乗合自動車の進路變更を妨げてはならない 2 × 30 メートル手前の地点に達したときではなく、その行為をしようとする時の 3 秒前のとき。 施行令第 21 条 3 ○ 道路交通法第 53 条第 1 項 4 ○ 道路交通法第 53 条第 2 項、施行令第 21 条
問 14	正解 1、4 1 ○ 道路交通法第 45 条第 1 項第 2 号 2 × 道路交通法第 45 条第 1 項第 1 号 正しくは 3m 3 × 道路交通法第 45 条第 2 項 正しくは 3.5m以上 4 ○ 道路交通法第 45 条第 1 項第 3 号
問 15	正解 A-2 B-7 C-6 D-3 道路交通法第 72 条第 1 項
問 16	正解 4 1 ○ 一般道路の最高速度は 60km/時 2 ○ 大型バスの場合、高速道路における最高速度は 100km/時 3 ○ 高速道路における最低速度は 50km/時 4 × けん引する場合の一般道路における最高速度は 30km/時。ただし、車両総重量が 2,000kg 以下の車両を、その車両の車両総重量の 3 倍以上の車両総重量の自動車でけん引する場合の最高速度は 40km/時。設問の場合は $1,755 \times 3 = 5,265\text{kg}$ であり、けん引する自動車は 2,265kg であることから、3 倍には満たないため、最高速度は 30km/時。
問 17	正解 2 1 ○ 道路交通法第 38 条の 2 歩行者優先 2 × 道路交通法第 71 条第 1 項 2 の 2 必ず一時停止ではなく、一時停止し又は徐行してその通行を妨げないようにすること。 3 ○ 道路交通法第 71 条第 1 項 5 の 5 厳密に言うと、使用し又は画像を注視しないこと 4 ○ 道路交通法第 71 条の 3 第 1 項
問 18	正解 2 1 × 労働基準法第 9 条 労働者とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。 2 ○ 労働基準法第 10 条 3 × 労働基準法第 14 条 3 年を超える期間については締結してはならない 4 × 労働基準法第 16 条 同意を問わず、労働に予め損害賠償の予定はできない
問 19	正解 3 1 ○ 労働基準法第 37 条（時間外、休日及び深夜の割増賃金）第 1 項 2 ○ 労働基準法第 20 条第 1 項 解雇予告の通知は、30 日前から行う 3 × 労働基準法第 39 条第 1 項（年次有給）3 カ月間ではなく 6 カ月間継続勤務 4 ○ 労働基準法第 36 条
問 20	正解 A-3 B-5 C-7 D-1

	<p>上段：自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第5条第4項による 当該一定期間は2週間及び1ヶ月以上、3ヶ月以内の一定期間とするものとする。 下段：2週につき1回必ず休日をとること。4週につき4日の休日とすること。</p>
問 21	<p>正解 3</p> <p>1 × 改善基準第2条第1項の1 車庫待ち運転者は労使協定がある場合は月322時間以内 2 × 改善基準第2条第1項の2 最大拘束時間は16時間 3 ○ 改善基準第2条第2項の1 隔日勤務は2暦日について21時間、1ヵ月について262時間 労使協定があれば270時間まで可能 4 × 改善基準第2条第3項 当該一定期間は1ヵ月である。</p>
問 22	<p>正解 1、4</p> <p>4時間を超える連続運転禁止。1回10分以上合計30分の休憩が必要 2に関して 1回10分未満の休憩では合計30分にカウントされないので× 3に関して <u>2時間10分(運転) 10分(休憩) 50分(運転) 10分(休憩) 1時間10分(運転)</u> 運転時間合計4時間10分に対し、休憩時間が20分であるので×</p>
問 23	<p>正解 2、3</p> <p>バス運転者等の労働時間等の改善基準第5条第1項第4号 運転時間は4週平均40時間/週以内 労使協定があり、かつ16週/52週中までの4週平均で44時間/週</p> <p>1 × 40時間を超えるものが、9～12週(41時間)、17～20週(42時間)、25～28週(41時間)、41～44週(42時間)、49～52週(41時間)の5回あるので、改善基準に違反している。 2 ○ 40時間を超えるものが、9～12週(41時間)、25～28週(42時間)、33～36週(41時間)、41～44週(44時間)の4回あり、いずれも44時間以内なので改善基準に違反していない。 3 ○ 40時間を超えるものが、5～8週(42時間)、21～24週(44時間)、41～44週(43時間)、49～52週(41時間)の4回あり、いずれも44時間以内なので改善基準に違反していない。 4 × 40時間を超えるものが、9～12週(43時間)、21～24週(43時間)、37～40週(42時間)、49～52週(44時間)の4回あり、いずれも44時間以内であるが、52週間の運転時間が、2,084時間であり、$40 \times 4 \times 13 = 2,080$時間を超えているため、改善基準に違反している。</p>
問 24	<p>正解 1-不適 2-不適 3-適 4-不適</p> <p>1 不適 点呼は、運行管理規程に明記の上、総点呼数の2/3未満までは、補助者に行わせることができる。設問の場合、7割を超えて行わせているので不適である。 2 不適 同一事業所内の点呼はあくまでも第3者の立会による点呼と考える。運転者は、必ず所属の営業所の運行管理者に直接報告すること。 3 適 運転者の健康状態を把握するため、適した方法である。 4 不適 運行管理規程に明記されているように、コピーではなく、免許証を提示させ、確認を行うこと。</p>
問 25	<p>正解 1-不適 2-適 3-不適 4-適</p> <p>1 不適 運転者台帳には、健康状態や、特別指導の実施、適性診断の受診の状況を含む記載事項が定められており、履歴書では代用できない。 2 適 正しい。 3 不適 変更が生じたときはその場で変更を運転者に記入させ、帰庫後回収し原本とともに保存する。 4 適 旅客自動車運送事業運輸規則第26条</p>
問 26	<p>正解 1-不適 2-適 3-適 4-不適</p> <p>1 不適 健康診断は、1年以内ごとに1回定期的に行わなければならない。また、深夜業に従事する者に対しては、異常の所見に問わず、6ヶ月以内毎に1回定められた健康診断を受けることが義務付けられている。 2 適 他の医師でも健康診断を受診し、結果を証明する書類を提出させると有効。 3 適 正しい。 4 不適 アルコール依存症は、回復は可能であるが、回復しても飲酒をすれば再発するおそれがある。</p>

問 27	<p>正解 1-不適 2-適 3-不適 4-適</p> <p>1 不適 同じ距離であっても、運転席が高い位置にある大型車の場合は車間距離に余裕があるように感じられる</p> <p>2 適 正しい。</p> <p>3 不適 ゆっくりハンドルを切ること。急ハンドルは横転、車両破損の可能性もある。</p> <p>4 適 正しい。</p>
問 28	<p>正解 A-3 B-4</p> <p>追越距離を求めるには…</p> <p>$90\text{m} + 10\text{m} + 90\text{m} + 10\text{m} = 200\text{m}$ … バスがトラックの 90m先に走るまでにトラックより多く走る距離</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;"> <p>バス ← 80km/h →</p> <p>トラック ← 70km/h →</p> <p style="margin-left: 100px;">↖ ↗</p> <p style="margin-left: 100px;">10km/h</p> </div> <div> <p>左図よりバス：トラックの1時間の比は</p> <p>$80\text{km} : 70\text{km} = 8 : 7$ その差は1である</p> <p>つまりバスとトラックは常に $8 : 7 : 1$ の割合で</p> <p>差がつくので $200\text{m} \times 8 = \underline{1,600\text{m}}$</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">200mに相当する</p> </div> </div> <p>追越に要する時間を求めるには…</p> <p>$1,600\text{m} = 1.6\text{km}$</p> <p>$1.6 \div 80\text{km/h} = 0.02$ 時間</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="flex-grow: 1; border-bottom: 1px solid black; position: relative;"> <div style="position: absolute; right: 0; top: -5px;">→</div> </div> <div style="margin-left: 5px;">72 秒</div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">時間を秒に直す。1時間=3600秒なので、$0.02 \times 3600 = 72$ 秒</p>
問 29	<p>正解 2</p> <p>ア 経営トップから全社一丸となり輸送の安全のため過労運転防止に取り組むことは有効。</p> <p>イ 安全には重要な対策であるが、過労運転防止に直接有効ではない。</p> <p>ウ 点呼の際に細かくチェックすることは有効。</p> <p>エ 運行計画の策定時に過労防止対策をすることは有効。</p> <p>オ 安全には重要な対策であるが、過労運転防止に直接有効ではない。</p> <p>カ 健康管理は直接有効。少なくとも年に1回、夜間又は長期運行は半年に1回定期健診。</p> <p>キ 休憩・仮眠を適切にとるよう指導することは直接有効。</p> <p>ク 安全には重要な対策であるが、過労運転防止に直接有効ではない。</p>
問 30	<p>正解 1、3</p> <p>1 ○ 交差点の事故は非常に多い。特に右折時の死角に注意すること</p> <p>2 × 二輪車の特性について運転者に指導することが大事である。 四輪運転者の目から見た場合、<u>二輪車は実際より遠く見えたり、走行速度を遅く感じたりしがちである。</u></p> <p>3 ○ 加齢に伴う視力の低下や視野の低下の現実と向き合うこと。 適性診断を、安全運転に役立てるよう指導することが肝要である。</p>